

那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金
事業手引き
(事業所への導入編)

令和6年4月改正
那須塩原市 環境戦略部 カーボンニュートラル課

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| ☆補助金の活用を検討している方は、必ずお読みください。 | 3 |
| 1. 初めに | 3 |
| 2. 事業概要 | 4 |
| ○補助事業の名称 | 4 |
| ○補助事業の期間 | 4 |
| ○補助対象設備 | 4 |
| ○補助対象者 | 4 |
| ○補助対象設備の設置方法 | 4 |
| ○補助金額 | 5 |
| 3. 補助対象設備 | 6 |
| 4. 補助対象者 | 7 |
| ○補助対象者 | 7 |
| 5. 申請方法 | 7 |
| ○申請窓口 | 7 |
| ○交付申請 | 8 |
| 6. 申請受付期間 | 9 |
| ○交付申請書の受付開始日 | 9 |
| ○交付申請書の受付終了日 | 9 |
| 7. 交付決定 | 9 |
| 8. 変更（中止・廃止）承認申請 | 9 |
| 9. 実績報告 | 10 |
| 10. 申請フロー | 11 |
| 11. 交付後の注意点 | 13 |
| ○法定耐用年数について | 13 |
| ○利用状況報告について | 13 |
| 12. 補助金の返還について | 13 |
| 13. その他 | 13 |

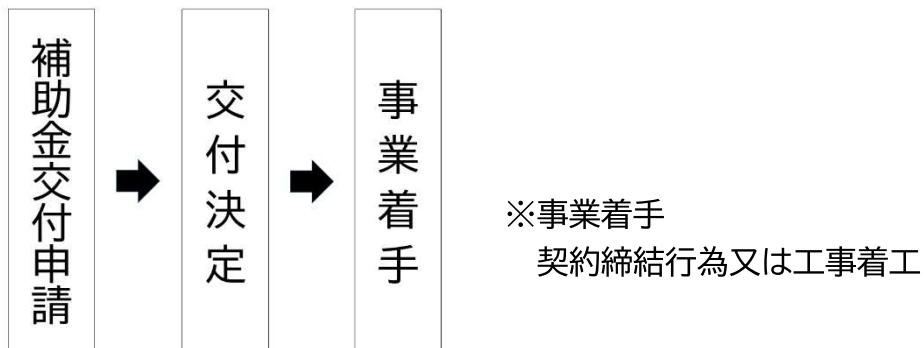
☆補助金の活用を検討している方は、必ずお読みください。

本補助事業を活用し、設備の設置を行う場合は、原則として、那須塩原市からの交付決定後に事業着手とする必要があります（事業着手は、相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうを指します）。

交付決定日より前に着手した事業については、交付対象外となりますのでご注意ください。

なお、やむを得ない事情により、交付決定前に事業着手が必要な場合は、「交付決定前着手届」を提出してください。

参考：補助金交付申請から事業着手の流れ



本手引きにおける事業所とは、事務所や店舗、工場など事業の用に供する施設をいいます。

1. 初めに

本書は環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した事業である「那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金」について、手続き等をまとめた手引きです。

本事業は、環境省の重点対策加速化事業を活用し、太陽光発電設備、蓄電池の設置経費の一部を補助することにより地域の再生可能エネルギー発電設備の普及を促進し、地域の脱炭素化に資することを目的としています。

2. 事業概要

○補助事業の名称

- ・ 那須塩原市民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金

○補助事業の期間

- ・ 令和5年度～令和9年度（予定）

○補助対象設備

- ・ **市内の事業所**又はその敷地（以下「事業所等」という。）に新設する
太陽光発電設備（単独）

または

太陽光発電設備と蓄電池（セットで設置する必要があります）

- ・ 詳細は「3. 補助対象設備」を参照してください。
※蓄電池単独はありません。

○補助対象者

- ・ 補助対象者（＝申請者）は、事業所等に補助対象設備を新たに設置し、
所有する方となります。
- ・ 詳細については、「4. 補助対象者」をご覧ください。

○補助対象設備の設置方法

- ・ 設置方法には「**自己設置**」と「**PPA事業等による設置**」の2種類
があります。

► **設置方法①「自己設置」**

- ・ 事業所等の所有者又は管理者が、補助対象設備を自身の負担により、そ
の事業所等に設置する方法です。
- ・ 補助対象者は事業所等の所有者又は管理者となります。

► **設置方法②「PPA事業等による設置」**

- ・ PPA事業（※）又はリースなどの第三者所有型（以下、「PPA事業
等」という。）により設備を設置する方法です。
- ・ 補助対象者はPPA事業等を行う事業者となります。

※PPA事業

PPA事業者が発電設備等を契約者の事業所の屋根等に設置し、発電し
た電気はその施設で契約者が使用し、電気代で設備の料金を支払うサービ
スです。

PPA事業者が発電設備等を所有するため、契約期間内のメンテナンスはPPA事業者が行い、契約者は設備投資・資産保有をすることなく再エネの利用ができます

○補助金の併用について

太陽光発電設備等に他の補助金等の併用はできません。

○自家消費率について

発電した電力量に対する使用量の割合である、「自家消費率」を年間平均50%以上とする必要があります。

○補助金額

- 補助金額は以下のとおりとなります。

| 補助対象設備 | 補助額等 | 上限 |
|-----------------------------------|---|-----------------------------------|
| 太陽光発電設備 | 定格出力(kW)の合計×5万円 ※太陽光パネルとパワーコンディショナー出力のいずれか小さい値 | 自己設置する方は、100kW PPA事業者は、120kW |
| 蓄電池 【家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル未満)】 | 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 | 自己設置する方は、100kWh PPA事業者は、120kWh |
| 蓄電池 【事業用蓄電池 (4,800Ah・セル以上)】 | 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 | 自己設置する方は、100kWh PPA事業者は、120kWh |

- (注1) 補助対象経費は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」
(令和4年環政計発第2203303号)別表第1の規定に準じます。
- (注2) 補助額は、1,000円未満は切り捨てとなります。
- (注3) 蓄電池は、家庭用蓄電池は15万5千円/kWh(工事費込み・税抜き)、
業務用蓄電池は19万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超えるものは
補助対象外となります。

3. 補助対象設備

- ・ 補助対象設備は以下の要件をすべて満たすものとなります

①共通

- (1) 設置する設備は、新品であり、かつ、商用化され、導入実績があること。
- (2) 各種法令を遵守した設備であること。
- (3) 法定耐用年数（※）を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Jクレジット制度等への登録を行わないこと。
- (4) 補助対象設備の設置が、申請した年度の2月末日までに完了すること。
- (5) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号）別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。

※太陽光発電設備は「17年」、蓄電池は「6年」。詳しくは「11. 交付後の注意点」の「法定対耐用年数について」を参照してください。

②太陽光発電設備

- (1)～(5) 共通要件
- (6) 設備の設置にあたり、那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和2年那須塩原市条例第3号。以下、「太陽光条例」という。）第10条に規定する許可が必要なときは、同条例及び那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則（令和2年那須塩原市規則第33号。）を遵守すること。

③蓄電池

- (1)～(5) 共通要件

4. 補助対象者

○補助対象者

- ・ 補助対象者は那須塩原市内の事業所等に補助対象設備を新たに設置し、所有する方で、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 自己設置の場合

- ① 市税等（※）を滞納していないこと。
※那須塩原市以外に納付義務がある場合は、その市町村税
- ② 暴力団や暴力団員の関係者でないこと。

(2) PPA事業者等

- ① 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ② 代表者や従業員が暴力団や暴力団員の関係者でないこと。

5. 申請方法

○申請窓口

- ・ 那須塩原市役所 環境戦略部 カーボンニュートラル課 再エネ推進係
- ・ 〒325-8501 那須塩原市共墾社108-2
- ・ TEL：0287-74-2603

※ 申請書類について、支所等での受付や郵送での受付は行いませんので、ご注意ください。

○交付申請

- ・ 補助金交付申請書に必要な書類を添付し、申請窓口に持参してください。
- ・ 必要な書類は、下表を確認してください。
- ・ 申請の受付は先着順とし、申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

| 提出書類 | 自己所有 | P P A事業等 |
|--|------|----------|
| 補助金交付申請書（様式第1号の1） | ○ | |
| 補助金交付申請書（様式第1号の2） | | ○ |
| 同意書兼誓約書（様式第2号の1） | △※1 | △※5 |
| 同意書兼誓約書（様式第2号の2） | △※2 | △※6 |
| 契約予定者の誓約書（様式第3号の1） | | △※7 |
| 契約予定者の誓約書（様式第3号の2） | | △※8 |
| 市税納税証明書等（最新年度のもの） | △※3 | △※9 |
| 国税及び地方税の納税証明書等（最新年度のもの） | △※4 | △※10 |
| 設置する建物又は土地の所有者が確認できる書類 | ○ | ○ |
| 補助対象経費の内訳が確認できる書類 | ○ | ○ |
| 補助対象設備の型式及び仕様が確認できる書類 | ○ | ○ |
| 配置図 | ○ | ○ |
| 公称最大出力の合計値が分かる書類 | ○ | ○ |
| 太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則第8条に規定する申請書等の写し | △※11 | △※11 |
| 太陽光発電設備について、発電量、自家消費量等により自家消費率が分かるシミュレーション資料 | ○ | ○ |
| 課税期間の基準年度（※12）の消費税の確定申告の写し等、消費税の納税義務が確認できる書類 | △※13 | △※13 |

※1 補助対象者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なり、その所有者が

個人のとき提出

※2 補助対象者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なり、その所有者が
法人のとき提出

※3 補助対象者が個人のとき提出

※4 補助対象者が法人のとき提出

(参考) 【国税】納税証明書「その3」未納の税額がないこと【県税】未納がないことの証明

※5 補助対象設備を設置する施設の所有者が個人のとき提出

※6 補助対象設備を設置する施設の所有者が法人のとき提出

※7 P P A事業等の契約を行う相手（以下「契約予定者」という。）が個人のとき提出
(設置する施設の所有者が同一のときは提出不要)

※8 契約予定者が法人のとき提出（事業所等の所有者が同一のときは提出不要）

※9 契約予定者が個人のとき提出

※10 契約予定者が法人のとき提出

※11 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例第10条に規定する許可が必
要な事業のとき提出

※12 個人事業主は申請の前々年、法人は申請の前々年事業年度のもの

※13 申請者が免税事業者又は簡易課税事業者のとき提出

6. 申請受付期間

○交付申請書の受付開始日

- ・ 令和6年4月15日（月）

○交付申請書の受付終了日

- ・ 終了日の定めはありません。

なお、補助対象設備の設置は、交付申請を行った年度の2月末までに完了する必要があります。

7. 交付決定

- ・ 市は、補助金交付申請書の受付後、その内容を審査し、交付の可否を決定の上、補助金交付（不交付）決定通知書を送付します。
 - ・ 補助対象事業への着手（※）は、交付決定後に行ってください。（交付決定前着手届を提出した場合を除く）
- ※ 事業着手：相手方との契約締結行為又は工事着工

8. 変更（中止・廃止）承認申請

- ・ 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業に要する経費や内容を変更・中止・廃止しようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に以下の添付書類を添えて、速やかに提出してください。
- ・ 添付書類
 - ①変更内容を確認できる書類
 - ②事業計画変更後の収支予算書
 - ③上記①、②に代わる書類
- ・ 補助対象経費を変更する場合で、その変更しようとする額が補助対象経費の2割未満であるときは、この限りではありません。

9. 実績報告

事業完了後、10日以内に民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書に、下表を参考の上、必要な書類を添えて提出してください。

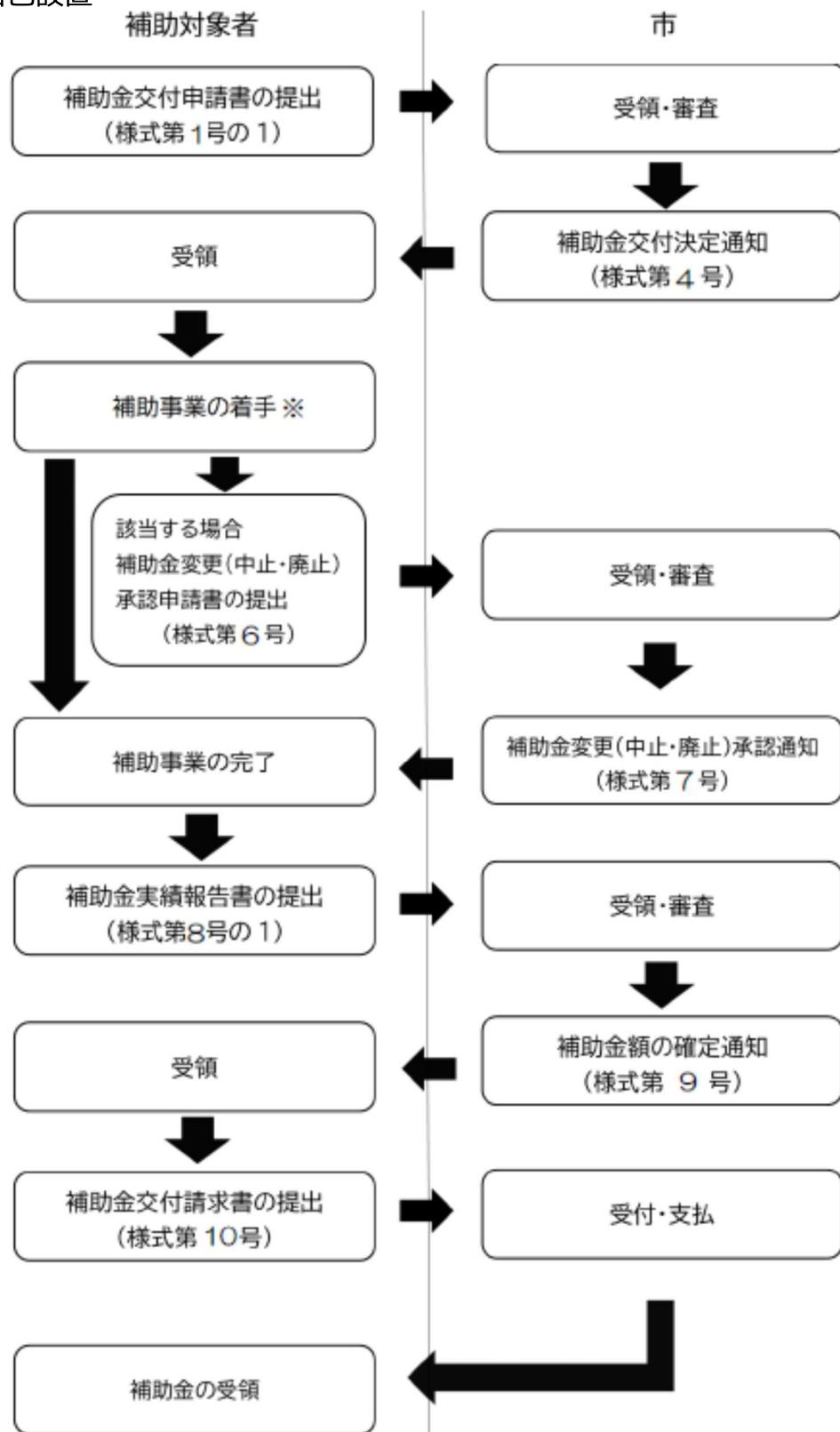
| 提出書類 | 自己所有 | P P A事業等 |
|---|------|----------|
| 民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第8号の1） | ○ | |
| 民間事業者等への太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第8号の2） | | ○ |
| 設備設置に係る契約書の写し | ○ | |
| P P A事業等の契約書の写し | | ○ |
| 施工の完了が分かる書類 | | ○ |
| 領収書の写し | ○ | |
| 要した補助対象経費の内訳が分かる書類 | ○ | ○ |
| 設備設置前後の状況が把握できるカラー写真 | ○ | ○ |
| 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例第16条に規定する検査済証の写し | △※ | △※ |

※ 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例第10条に規定する許可が必要な事業のとき提出

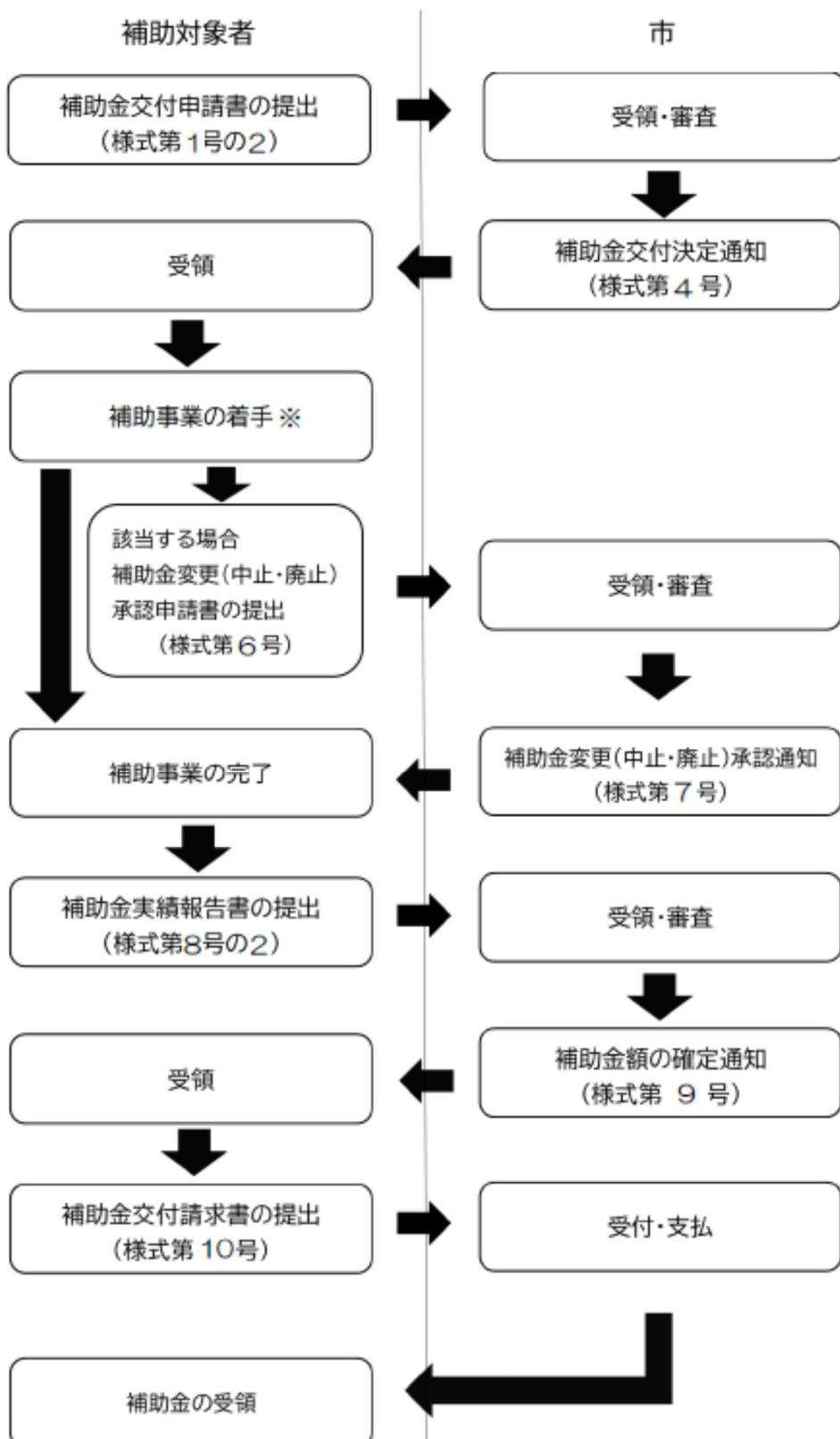
10. 申請フロー

・補助を受けるに当たり、必要な申請は以下フローを参照してください。

(1)自己設置



(2) PPA事業等による設置（申請者はPPA事業等を行う事業者となります）



※「交付決定前着手届」を提出しているときは、交付決定前に着手可能

1 1. 交付後の注意点

○法定耐用年数について

- ・ 補助金を活用して設置した設備については、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- ・ 2024年3月現在の法定耐用年数は、設置日から起算して太陽光発電設備は「17年」、蓄電池は「6年」となります。
- ・ その間は廃棄等の処分はできませんのでご注意ください。
- ・ 引っ越し等でやむを得ず法定耐用年数経過前に処分する場合は、最低1ヶ月前までに市長の承認を受けていただく必要があります。その際は、補助金に係る財産処分承認申請書（様式第12号）を提出してください。
- ・ 処分の理由によっては、補助金を返還いただく可能性もあります。

○利用状況報告について

- ・ 補助対象者は、事業の完了日の翌月1日から1年分の設備の利用状況について、報告していただく必要があります。
- ・ 報告対象期間の最終月の翌月末までに、利用状況報告書（様式第11号）により、報告してください。
- ・ 例えば、事業完了が令和5年12月の場合、報告対象期間は令和6年1月から12月までとなり、報告期限は令和7年1月末までとなります。
- ・ 市長が必要と認める場合は、上記期間を延長し、報告書の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

1 2. 補助金の返還について

- ・ 以下に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金を返還してもらう場合があります。
①補助対象者が偽り、その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
②補助金を他の用途に使用したとき
③補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき

1 3. その他

- ・ 不明な点については、カーボンニュートラル課 再エネ推進係 へお問い合わせください。